

時間外選定療養費の徴収について

当院は二次救急医療機関として、24時間体制で安全で質の高い医療を提供するべく日夜努力してまいりました。

しかし、夜間の救急外来では軽症の患者さんの受診が増え、本来の責務である、一刻を争う重症な救急患者さんへの対応に支障をきたしているのが現状です。

このような状況を改善するために、厚生労働省が推進している医療機関の役割分担を明確化した病診連携推進政策にそって、「緊急性の高い方」「入院を必要とする重症な方」を最優先とし、今後も24時間体制の救急医療を継続するために、下記のとおり診療費等に加えて、時間外選定療養費の負担を下記時間外に受診された患者さんをお願いすることになりました。

ただし、以下の【対象外となる場合】に該当する患者さんにつきましては、時間外選定療養費は徴収いたしません。

当院の趣旨をご理解いただき、ご協力の程お願いいたします。

【金額】 5,400円（税込）

【対象時間】 午後10時から、翌日の午前8時30分までの救急受付

【開始日時】 平成27年10月1日（木） 午後10時から

【対象外となる場合】

- ①紹介状を持参した場合
- ②救急車搬送された場合
- ③入院した場合
- ④当院の医師の指示で、緊急時に救急外来を受診するよう指示を受けている場合
- ⑤6歳未満の場合
- ⑥生活保護法による医療扶助対象の場合
- ⑦社会福祉法第2条に規定する無料低額診療事業の対象の場合